

お客様各位

弊社『約款・規定集』の改定(新旧対照表)をお知らせいたします。

個人情報保護宣言は、既に2018年10月に改定しておりますが、冊子に反映します。

その他の約款につきましては、2019年8月末までに特段のお申し立てがない場合は、本改定にご同意頂いたものとして取り扱わせて頂きますので、何卒ご確認・ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

めぶき証券株式会社

2019年8月

「個人情報保護宣言」 新旧対照表

現 行	改 定 後
個人情報保護宣言	個人情報保護宣言
前文 (省略)	前文 (現行通り)
個人情報保護に対する取組方針について (省略)	個人情報保護に対する取組方針について (現行通り)
1. ～ 5. (省略)	1. ～ 5. (現行通り)
6. 認定個人情報保護団体 当社は、 <u>金融庁</u> の認定を受けた認定個人情報保護団体である日本証券業協会の協会員です。同協会の個人情報相談室では、協会員の個人情報の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。 【苦情・相談窓口】 日本証券業協会 個人情報相談室 電話 <u>03-3667-8427</u> ホームページ (http://www.jsda.or.jp/)	6. 認定個人情報保護団体 当社は、 <u>個人情報保護委員会</u> の認定を受けた認定個人情報保護団体である日本証券業協会の協会員です。同協会の個人情報相談室では、協会員の個人情報の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。 【苦情・相談窓口】 日本証券業協会 個人情報相談室 電話 <u>03-6665-6784</u> ホームページ (http://www.jsda.or.jp/)
なお、個人情報等の主な取得元および、外部委託している主な業務について、ホームページにて載せております。	なお、個人情報等の主な取得元および、外部委託している主な業務について、ホームページにて載せております。
以上	以上
<u>2017年10月</u>	<u>2018年10月</u>

「証券取引約款」 新旧対照表

現 行	改 定 後
<p>第1条～第13条 (省略)</p> <p>第14条 (取扱いの解約) この約款における各契約および取扱いは、次の事由に該当したとき解約されるものとします。 ①～④ (省略) <u>⑤この約款の変更にお客さまが同意されない場合</u> ⑥～⑨ (省略)</p> <p>第15条～第45条 (省略)</p> <p>第46条 (この約款の変更) 1 この約款は、法令の変更または監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。 2 <u>当社は、改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限し、またはお客さまにあらたな義務を課すことになる場合には、その改定事項をお客さまに通知いたします。ただし、改定の影響が軽微であると判断されるときは、上記の通知に代えて、当社ホームページ等または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法による場合があります。</u> 3 <u>上記2の通知または掲載があった場合、所定の期日までにお客さまからの異議のお申立てがないときは、当社は、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。</u></p> <p align="right">以上</p> <p>2017年4月</p>	<p>第1条～第13条 (現行どおり)</p> <p>第14条 (取扱いの解約) この約款における各契約および取扱いは、次の事由に該当したとき解約されるものとします。 ①～④ (現行どおり) (削除) <u>⑤～⑧</u> (現行どおり)</p> <p>第15条～第45条 (現行どおり)</p> <p>第46条 (この約款の変更) この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</u></p> <p align="right">以上</p> <p><u>2019年8月</u></p>

「保護預り約款」 新旧対照表

現 行	改 定 後
<p>第1条 (省略)</p> <p>第2条 (保護預り証券)</p> <p>1 当社は、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。） 第2条第1項各号に掲げる証券について、この約款の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも都合によりお預りしないことがあります。</p> <p>2～3 (省略)</p> <p>第3条～第15条 (省略)</p> <p>第16条 (解約)</p> <p>次にあげる場合は、契約は解約されます。</p> <p>①～② (省略)</p> <p><u>③この約款の変更にお客さまが同意されない場合</u></p> <p>④～⑦ (省略)</p> <p>第17条～第22条 (省略)</p> <p>第23条 (この約款の変更)</p> <p>1 この約款は、法令の変更または監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。</p> <p>2 改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限するもしくはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。ただし、改定の影響が軽微であると判断されるときは、上記の通知に代えて、当社ホームページ等または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法による場合があります。</p> <p>3 上記2の通知または掲載があった場合、所定の期日までにお客さまからの異議のお申立てがないときは、当社は、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>2016年1月</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>第2条 (保護預り証券)</p> <p>1 当社は、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。） 第2条第1項各号に掲げる証券について、この約款の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも<u>市場性のないもの等は</u>都合によりお預りしないことがあります。</p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>第3条～第15条 (現行どおり)</p> <p>第16条 (解約)</p> <p>次にあげる場合は、契約は解約されます。</p> <p>①～② (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>③～⑥</u> (現行どおり)</p> <p>第17条～第22条 (現行どおり)</p> <p>第23条 (この約款の変更)</p> <p>この約款は、法令の変更または監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p><u>2019年8月</u></p>

「振替決済口座管理約款」 新旧対照表

現 行	改 定 後
<p>第 1 条～第 11 条 (省略)</p> <p>第 12 条 (元利金の代理受領等)</p> <p>1 振替決済口座に記載または記録がされている振込国債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）の元金および利子の支払いがあるときは、日本銀行が代理して国庫から受領してから、<u>㈱三菱東京 UFJ 銀行</u>が当社に代わってこれを受け取り、当社が<u>㈱三菱東京 UFJ 銀行</u>からお客さまに代わってこれを受領し、お客さまのご請求に応じて当社からお客さまにお支払いします。</p> <p>2 (省略)</p> <p>第 13 条～第 14 条 (省略)</p> <p>第 15 条 (当社の連帯保証義務)</p> <p>日本銀行または<u>㈱三菱東京 UFJ 銀行</u>が、振替法等に基づき、お客さま（振替法第 11 条第 2 項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。</p> <p>①振込国債（分離適格振込国債、分離元本振込国債または分離利息振込国債を除きます。）の振替手続きを行った際、日本銀行または<u>㈱三菱東京 UFJ 銀行</u>において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載または記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の元金および利子の支払いをする義務</p> <p>②分離適格振込国債、分離元本振込国債または分離利息振込国債の振替手続きを行った際、日本銀行または<u>㈱三菱東京 UFJ 銀行</u>において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載または記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振込国債および当該国債と名称および記号を同じくする分離適格振込国債の超過分の元金の償還をする義務または当該超過分の分離利息振込国債および当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の利子の支払いをする義務</p> <p>③その他、日本銀行または<u>㈱三菱東京 UFJ 銀行</u>において、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務</p> <p>第 16 条 (解約)</p> <p>次にあげる場合は、契約は解約されます。</p> <p>①～② (省略)</p> <p><u>③第 19 条に定めるこの約款の変更にお客さまが同意されない場合</u></p> <p><u>④～⑦</u> (省略)</p> <p>第 17 条～第 18 条 (省略)</p> <p>第 19 条 (この約款の変更)</p> <p>1 この約款は、法令の変更または監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。</p> <p>2 改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限するもしくはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。ただし、改定の影響が軽微であると判断されるときは、上記の通知に代えて、当社ホームページ等または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法による場合があります。</p> <p>3 上記 2 の通知または掲載があった場合、所定の期日までにお客さまからの異議のお申立てがないときは、当社は、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。</p>	<p>第 1 条～第 11 条 (現行どおり)</p> <p>第 12 条 (元利金の代理受領等)</p> <p>1 振替決済口座に記載または記録がされている振込国債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）の元金および利子の支払いがあるときは、日本銀行が代理して国庫から受領してから、<u>㈱三菱 UFJ 銀行</u>が当社に代わってこれを受け取り、当社が<u>㈱三菱 UFJ 銀行</u>からお客さまに代わってこれを受領し、お客さまのご請求に応じて当社からお客さまにお支払いします。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第 13 条～第 14 条 (現行どおり)</p> <p>第 15 条 (当社の連帯保証義務)</p> <p>日本銀行または<u>㈱三菱 UFJ 銀行</u>が、振替法等に基づき、お客さま（振替法第 11 条第 2 項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。</p> <p>①振込国債（分離適格振込国債、分離元本振込国債または分離利息振込国債を除きます。）の振替手続きを行った際、日本銀行または<u>㈱三菱 UFJ 銀行</u>において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載または記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の元金および利子の支払いをする義務</p> <p>②分離適格振込国債、分離元本振込国債または分離利息振込国債の振替手続きを行った際、日本銀行または<u>㈱三菱 UFJ 銀行</u>において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載または記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振込国債および当該国債と名称および記号を同じくする分離適格振込国債の超過分の元金の償還をする義務または当該超過分の分離利息振込国債および当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の利子の支払いをする義務</p> <p>③その他、日本銀行または<u>㈱三菱 UFJ 銀行</u>において、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務</p> <p>第 16 条 (解約)</p> <p>次にあげる場合は、契約は解約されます。</p> <p>①～② (現行どおり)</p> <p align="right">(削除)</p> <p><u>③～⑥</u> (現行どおり)</p> <p>第 17 条～第 18 条 (現行どおり)</p> <p>第 19 条 (この約款の変更)</p> <p>この約款は、法令の変更または監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</u></p>
以上	以上
2016 年 1 月	2019 年 8 月

「一般債振替決済口座管理約款」 新旧対照表

現 行	改 定 後
<p>第 1 条～第 9 条 (省略)</p> <p>第 10 条 (元利息の代理受領等)</p> <p>1 振替決済口座に記載または記録がされている一般債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）のうち、機構の社債等に関する業務規程により償還金（繰上償還金および定時償還金を含みます。また、金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じ。）および利息を取り扱うもの（以下「機構関与銘柄」といいます。）の償還金および利息の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領してから、<u>㈱三菱東京 UFJ 銀行</u> が当社に代わってこれを受け取り、当社が<u>㈱三菱東京 UFJ 銀行</u> からお客さまに代わってこれを受領し、お客さまのご請求に応じて当社からお客さまにお支払いします。</p> <p>2 (省略)</p> <p>第 11 条～第 13 条 (省略)</p> <p>第 14 条 (当社の連帯保証義務)</p> <p>機構または<u>㈱三菱東京 UFJ 銀行</u> が、振替法等に基づき、お客さま（振替法第 11 条第 2 項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。</p> <p>①一般債の振替手続きを行った際、機構または<u>㈱三菱東京 UFJ 銀行</u> において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載または記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた一般債の超過分（一般債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金および利息の支払いをする義務</p> <p>②その他、機構または<u>㈱三菱東京 UFJ 銀行</u> において、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務</p> <p>第 15 条～第 16 条 (省略)</p> <p>第 17 条 (解約等)</p> <p>1 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替えください。第 4 条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>①～④ (省略)</p> <p>⑤お客さまが第 23 条に定めるこの約款の変更に同意しないとき</p> <p>⑥～⑨ (省略)</p> <p>2～3 (省略)</p> <p>第 18 条～第 22 条 (省略)</p> <p>第 23 条 (この約款の変更)</p> <p>1 この約款は、法令の変更または監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。</p> <p>2 改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限するもしくはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。ただし、改定の影響が軽微であると判断されるときは、上記の通知に代えて、当社ホームページ等または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法による場合があります。</p> <p>3 上記 2 の通知または掲載があった場合、所定の期日までにお客さまからの異議のお申立てがないときは、当社は、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p>第 24 条～第 25 条 (省略)</p>	<p>第 1 条～第 9 条 (現行どおり)</p> <p>第 10 条 (元利息の代理受領等)</p> <p>1 振替決済口座に記載または記録がされている一般債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）のうち、機構の社債等に関する業務規程により償還金（繰上償還金および定時償還金を含みます。また、金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じ。）および利息を取り扱うもの（以下「機構関与銘柄」といいます。）の償還金および利息の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領してから、<u>㈱三菱 UFJ 銀行</u> が当社に代わってこれを受け取り、当社が<u>㈱三菱 UFJ 銀行</u> からお客さまに代わってこれを受領し、お客さまのご請求に応じて当社からお客さまにお支払いします。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第 11 条～第 13 条 (現行どおり)</p> <p>第 14 条 (当社の連帯保証義務)</p> <p>機構または<u>㈱三菱 UFJ 銀行</u> が、振替法等に基づき、お客さま（振替法第 11 条第 2 項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。</p> <p>①一般債の振替手続きを行った際、機構または<u>㈱三菱 UFJ 銀行</u> において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載または記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた一般債の超過分（一般債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金および利息の支払いをする義務</p> <p>②その他、機構または<u>㈱三菱 UFJ 銀行</u> において、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務</p> <p>第 15 条～第 16 条 (現行どおり)</p> <p>第 17 条 (解約等)</p> <p>1 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替えください。第 4 条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>①～④ (現行どおり)</p> <p align="right">(削除)</p> <p>⑤～⑧ (現行どおり)</p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>第 18 条～第 22 条 (現行どおり)</p> <p>第 23 条 (この約款の変更)</p> <p>この約款は、法令の変更または監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</u></p> <p>第 24 条～第 25 条 (現行どおり)</p>
以上	以上
2016 年 1 月	2019 年 8 月

「短期社債等振替決済口座管理約款」 新旧対照表

現 行	改 定 後
<p>第 1 条～第 9 条 (省略)</p> <p>第 10 条 (償還金の受入れ等) 振替決済口座に記載または記録されている短期社債等(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。)の償還金(金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じ。)の支払いがあるときは、<u>㈱三菱東京 UFJ 銀行</u>が発行者(支払代理人が選任されている場合には支払代理人)から当社に代わってこれを受け取り、当社が<u>㈱三菱東京 UFJ 銀行</u>からお客さまに代わってこれを受領し、お客さまが指定した預金口座(以下「指定口座」といいます。)に入金します。</p> <p>第 11 条～第 13 条 (省略)</p> <p>第 14 条 (当社の連帯保証義務) 機構または<u>㈱三菱東京 UFJ 銀行</u>が、振替法等に基づき、お客さま(振替法第 11 条第 2 項に定める加入者に限ります。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。 ①短期社債等の振替手続きを行った際、機構または<u>㈱三菱東京 UFJ 銀行</u>において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた短期社債等の超過分(短期社債等を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の元金の支払いをする義務 ②その他、機構または<u>㈱三菱東京 UFJ 銀行</u>において、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務</p> <p>第 15 条～第 16 条 (省略)</p> <p>第 17 条 (解約等) 1 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、短期社債等を他の口座管理機関へお振替えください。第 4 条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。 ①～④ (省略) ⑤お客さまが第 21 条に定めるこの約款の変更に同意しないとき ⑥～⑨ (省略) 2～3 (省略)</p> <p>第 18 条～第 20 条 (省略)</p> <p>第 21 条 (この約款の変更) 1 この約款は、法令の変更または監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。 2 改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限するもしくはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。ただし、改定の影響が軽微であると判断される場合は、上記の通知に代えて、当社ホームページ等または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法による場合があります。 3 上記 2 の通知または掲載があった場合、所定の期日までにお客さまからの異議のお申立てがないときは、当社は、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p>第 22 条 (省略)</p> <p align="right">以上</p> <p>2016 年 1 月</p>	<p>第 1 条～第 9 条 (現行どおり)</p> <p>第 10 条 (償還金の受入れ等) 振替決済口座に記載または記録されている短期社債等(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。)の償還金(金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じ。)の支払いがあるときは、<u>㈱三菱 UFJ 銀行</u>が発行者(支払代理人が選任されている場合には支払代理人)から当社に代わってこれを受け取り、当社が<u>㈱三菱 UFJ 銀行</u>からお客さまに代わってこれを受領し、お客さまが指定した預金口座(以下「指定口座」といいます。)に入金します。</p> <p>第 11 条～第 13 条 (現行どおり)</p> <p>第 14 条 (当社の連帯保証義務) 機構または<u>㈱三菱 UFJ 銀行</u>が、振替法等に基づき、お客さま(振替法第 11 条第 2 項に定める加入者に限ります。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。 ①短期社債等の振替手続きを行った際、機構または<u>㈱三菱 UFJ 銀行</u>において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた短期社債等の超過分(短期社債等を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の元金の支払いをする義務 ②その他、機構または<u>㈱三菱 UFJ 銀行</u>において、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務</p> <p>第 15 条～第 16 条 (現行どおり)</p> <p>第 17 条 (解約等) 1 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、短期社債等を他の口座管理機関へお振替えください。第 4 条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。 ①～④ (現行どおり) ⑤～⑧ (削除) ⑤～⑧ (現行どおり) 2～3 (現行どおり)</p> <p>第 18 条～第 20 条 (現行どおり)</p> <p>第 21 条 (この約款の変更) この約款は、法令の変更または監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第 548 条の 4 の規定に基づき</u>改定されることがあります。<u>改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</u></p> <p>第 22 条 (現行どおり)</p> <p align="right">以上</p> <p><u>2019 年 8 月</u></p>

「投資信託受益権振替決済口座管理約款」 新旧対照表

現 行	改 定 後
<p>第1条～第16条 (省略)</p> <p>第17条(解約等) 1 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替ください。なお、第7条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、現金によりお返しすることがあります。第4条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。 ①～④ (省略) <u>⑤お客さまが第22条に定めるこの約款の変更に同意しないとき</u> ⑥～⑨ (省略) 2～3 (省略)</p> <p>第18条～第21条 (省略)</p> <p>第22条(この約款の変更) 1 この約款は、法令の変更または監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。 2 <u>改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限するもしくはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。ただし、改定の影響が軽微であると判断されるときは、上記の通知に代えて、当社ホームページ等または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法による場合があります。</u> 3 <u>上記2の通知または掲載があった場合、所定の期日までにお客さまからの異議のお申立てがないときは、当社は、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。</u> 以上 2016年1月</p>	<p>第1条～第16条 (現行どおり)</p> <p>第17条(解約等) 1 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替ください。なお、第7条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、現金によりお返しすることがあります。第4条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。 ①～④ (現行どおり) (削除) <u>⑤～⑧</u> (現行どおり) 2～3 (現行どおり)</p> <p>第18条～第21条 (現行どおり)</p> <p>第22条(この約款の変更) この約款は、法令の変更または監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</u> 以上 <u>2019年8月</u></p>

「株式等振替決済口座管理約款」 新旧対照表

現 行	改 定 後
<p>第 1 条～第 37 条 (省略)</p> <p>第 38 条 (解約等) 1 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、振替株式等を他の口座管理機関へ振替える等、直ちに当社所定の手続きをおとりいただきます。第 4 条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。 ①～④ (省略) ⑤お客さまが第 43 条に定めるこの約款の変更に同意しないとき ⑥～⑨ (省略) 2～4 (省略)</p> <p>第 39 条～第 42 条の 3 (省略)</p> <p>第 43 条 (この約款の変更) 1 この約款は、法令の変更または監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。 2 改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限するもしくはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。ただし、改定の影響が軽微であると判断される場合は、上記の通知に代えて、当社ホームページ等または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法による場合があります。 3 上記 2 の通知または掲載があった場合、所定の期日までにお客さまからの異議のお申立てがないときは、当社は、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p>第 44 条 (省略)</p> <p align="right">以上</p> <p>2017 年 11 月</p>	<p>第 1 条～第 37 条 (現行どおり)</p> <p>第 38 条 (解約等) 1 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、振替株式等を他の口座管理機関へ振替える等、直ちに当社所定の手続きをおとりいただきます。第 4 条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。 ①～④ (現行どおり) (削除) ⑤～⑧ (現行どおり) 2～4 (現行どおり)</p> <p>第 39 条～第 42 条の 3 (現行どおり)</p> <p>第 43 条 (この約款の変更) この約款は、法令の変更または監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</p> <p>第 44 条 (現行どおり)</p> <p align="right">以上</p> <p>2019 年 8 月</p>

「国内外貨建債券取引約款」 新旧対照表

現 行	改 定 後
<p>第1条～第8条 (省略)</p> <p>第9条 (この約款の変更)</p> <p>1 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。</p> <p>2 <u>改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限するもしくはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。ただし、改定の影響が軽微であると判断されるときは、上記の通知に代えて、当社ホームページ等または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法による場合があります。</u></p> <p>3 <u>上記2の通知または掲載があった場合、所定の期日までにお客さまからの異議のお申立てがないときは、当社は、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。</u></p> <p align="right">以上</p> <p>2009年2月</p>	<p>第1条～第8条 (現行どおり)</p> <p>第9条 (この約款の変更)</p> <p>この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</u></p> <p align="right">以上</p> <p><u>2019年8月</u></p>

「外国証券取引口座約款」 新旧対照表

現 行	改 定 後
<p>第1条～第13条 (省略)</p> <p>第14条 (受渡日等) 取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社がお客さまとの間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して <u>4営業日目</u>とします。</p> <p>第15条～第28条 (省略)</p> <p>第29条 (契約の解除) 1 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されま す。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③ <u>第32条に定めるこの約款の変更にお客さまが同意しない とき</u></p> <p>④～⑦ (省略)</p> <p>2～3 (省略)</p> <p>第30条～第31条 (省略)</p> <p>第32条 (この約款の変更) 1 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要 が生じたときに改定されることがあります。</p> <p>2 <u>改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限するもしくは お客さまに新たな義務を課すものであるときは、その改定事 項をご通知します。ただし、改定の影響が軽微であると判断 されるときは、上記の通知に代えて、当社ホームページ等ま たは時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方 法による場合があります。</u></p> <p>3 <u>上記2の通知または掲載があった場合、所定の期日までに お客さまからの異議のお申立てがないときは、当社は、約款 の改定にご同意いただいたものとして取扱います。</u></p> <p>第33条 (省略)</p> <p align="right">以上</p> <p>2017年4月</p>	<p>第1条～第13条 (現行どおり)</p> <p>第14条 (受渡日等) 取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社がお客さまとの間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して <u>3営業日目</u>とします。</p> <p>第15条～第28条 (現行どおり)</p> <p>第29条 (契約の解除) 1 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されま す。</p> <p>①～② (現行どおり)</p> <p align="right">(削除)</p> <p><u>③～⑥</u> (現行どおり)</p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>第30条～第31条 (現行どおり)</p> <p>第32条 (この約款の変更) この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が 生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき改定されるこ とがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びに その効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表 示、インターネットまたはその他相当の方法により周知しま す。</u></p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p align="right">以上</p> <p><u>2019年8月</u></p>

「投資信託定期積立約款」 新旧対照表

現 行	改 定 後
<p>第1条～第13条 (省略)</p> <p>第14条 (この約款の変更)</p> <p>1 この約款は、法令の変更または監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。</p> <p>2 当社は、改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限し、またはお客さまにあらたな義務を課すことになる場合には、その改定事項をお客さまに通知いたします。ただし、改定の影響が軽微であると判断されるときは、上記の通知に代えて、当社ホームページ等または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法による場合があります。</p> <p>3 上記2の通知または掲載があった場合、所定の期日までにお客さまから異議の申立てがないときは、当社は、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>2017年11月</p>	<p>第1条～第13条 (現行どおり)</p> <p>第14条 (この約款の変更)</p> <p>この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p><u>2019年8月</u></p>

「投資信託受益権等の累積投資取引約款」 新旧対照表

現 行	改 定 後
<p>第1条～第8条 (省略)</p> <p>第9条 (この約款の変更)</p> <p>1 この約款は、法令の変更または監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。</p> <p>2 当社は、改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限し、またはお客さまにあらたな義務を課すことになる場合には、その改定事項をお客さまに通知いたします。ただし、改定の影響が軽微であると判断されるときは、上記の通知に代えて、当社ホームページ等または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法による場合があります。</p> <p>3 上記2の通知または掲載があった場合、所定の期日までにお客さまから異議の申立てがないときは、当社は、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p align="right">以上</p> <p>2017年4月</p>	<p>第1条～第8条 (現行どおり)</p> <p>第9条 (この約款の変更)</p> <p>この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</u></p> <p align="right">以上</p> <p><u>2019年8月</u></p>

「三菱 UFJ MRF（マネー・リザーブ・ファンド）累積投資約款」 新旧対照表

現 行	改 定 後
<p>第1条～第13条 (省略)</p> <p>第14条（この約款の変更）</p> <p>1 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示並びに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。</p> <p>2 改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限する若しくはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。ただし、改定の影響が軽微であると判断されるときは、上記の通知に代えて、当社ホームページ等または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法による場合があります。</p> <p>3 上記2の通知または掲載があった場合、所定の期日までにお客さまからの異議のお申立てがないときは、当社は、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p align="right">以上</p> <p>2017年4月</p>	<p>第1条～第13条 (現行どおり)</p> <p>第14条（この約款の変更）</p> <p>この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</u></p> <p align="right">以上</p> <p><u>2019年8月</u></p>

「金銭の振込先指定方式に係る約款」 新旧対照表

現 行	改 定 後
<p>第1条～第11条 (省略)</p> <p>第12条 (この約款の変更)</p> <p>1 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。</p> <p>2 当社は、改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限し、<u>またはお客さまにあらたな義務を課すことになる場合には、その改定事項をお客さまに通知いたします。ただし、改定の影響が軽微であると判断されるときは、上記の通知に代えて、当社ホームページ等または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法による場合があります。</u></p> <p>3 <u>上記2の通知または掲載があった場合、所定の期日までにお客さまから異議の申立てがないときは、当社は、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。</u></p> <p align="right">以上</p> <p>2017年4月</p>	<p>第1条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第12条 (この約款の変更)</p> <p>この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</u></p> <p align="right">以上</p> <p><u>2019年8月</u></p>

「特定口座に係る上場株式等保管委託約款」 新旧対照表

現 行	改 定 後
<p>第1条～第10条 (省略)</p> <p>第11条 (相続または遺贈等による特定口座への受入れ) 当社は、第5条(特定口座に受入れる上場株式等の範囲)④、⑤または⑯に規定する 上場株式等のうち、租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第3号、第4号、第15号、第22号、<u>第25号および第26号</u>の移管による上場株式等の受入れは、それぞれ同項第3号、第4号、第15号、第22号、<u>第25号または第26号</u>および同条第15項から第17項までもしくは同条第19項から第21項までまたは同法第25条の10の5に定めるところにより行います。その際、お客さまには相続等口座が開設されている当社または他の金融商品取引業者等に相続上場株式等移管依頼書等を提出していただくものとします。</p> <p>第12条～第13条 (省略)</p> <p>第14条 (届出事項の変更) 第2条に基づく特定口座開設届出書の提出後、お客さまのご氏名、ご住所など当該特定口座開設届出書の記載事項に変更があったときは、租税特別措置法施行令第25条の10の4の規定により、お客さまには遅滞なくその旨を記載した特定口座異動届出書を当社に提出していただきます。その変更がご氏名またはご住所に係るものであるときは、お客さまには住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき、確認を受けていただくものとします。</p> <p>第15条 (契約の解除) ①～④ (省略) ⑤ <u>第21条に定めるこの約款の変更にお客さまが同意されな</u> <u>いとき</u> ⑥ (省略)</p> <p>第16条～第20条 (省略)</p> <p>第21条 (この約款の変更) 1 この約款は、法令の変更または監督官庁並びに振替機関の指示、その他<u>当社が必要と認める場合</u>に変更されることがあります。 2 当社は、変更の内容が、お客さまの従来の権利を制限し、<u>またはお客さまにあらたな義務を課すことになる場合には、その変更内容をお客さまに通知いたします。</u> 3 <u>上記2の通知があった場合、所定の期日までにお客さまから異議の申立てがないときは、当社は、約款の変更にご同意いただいたものとして取扱います。</u></p> <p align="right">以上</p> <p>2017年11月</p>	<p>第1条～第10条 (現行どおり)</p> <p>第11条 (相続または遺贈等による特定口座への受入れ) 当社は、第5条(特定口座に受入れる上場株式等の範囲)④、⑤または⑯に規定する 上場株式等のうち、租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第3号、第4号、第15号、第22号、<u>第26号および第27号</u>の移管による上場株式等の受入れは、それぞれ同項第3号、第4号、第15号、第22号、<u>第26号または第27号</u>および同条第15項から第17項までもしくは同条第19項から第21項までまたは同法第25条の10の5に定めるところにより行います。その際、お客さまには相続等口座が開設されている当社または他の金融商品取引業者等に相続上場株式等移管依頼書等を提出していただくものとします。</p> <p>第12条～第13条 (現行どおり)</p> <p>第14条 (届出事項の変更) 第2条に基づく特定口座開設届出書の提出後、お客さまのご氏名、ご住所など当該特定口座開設届出書の記載事項に変更があったときは、租税特別措置法施行令第25条の10の4の規定により、お客さまには遅滞なくその旨を記載した特定口座異動届出書を当社に提出していただきます。その変更がご氏名またはご住所に係るものであるときは、お客さまには<u>変更前後の</u>住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき、確認を受けていただくものとします。</p> <p>第15条 (契約の解除) ①～④ (現行どおり) (削除) ⑤ (現行どおり)</p> <p>第16条～第20条 (現行どおり)</p> <p>第21条 (この約款の変更) この約款は、法令の変更または監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要が<u>生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき</u>変更されることがあります。<u>改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</u></p> <p align="right">以上</p> <p><u>2019年8月</u></p>

「特定管理口座約款」 新旧対照表

現 行	改 定 後
<p>第1条～第7条 (省略)</p> <p>第8条(契約の解除) 1①～⑤ (省略) <u>⑥この約款の変更にお客さまが同意されない場合</u> 2～3 (省略)</p> <p>第9条～第11条 (省略)</p> <p>第12条(この約款の変更) 1 この約款は、法令の変更または監督官庁並びに振替機関の指示、その他当社が必要と認める場合に変更されることがあります。 2 当社は、変更の内容が、お客さまの従来の権利を制限し、またはお客さまにあらたな義務を課すことになる場合には、その変更内容をお客さまに通知いたします。 3 上記2の通知があった場合、所定の期日までにお客さまから異議の申立てがないときは、当社は、約款の変更にご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>2017年4月</p>	<p>第1条～第7条 (現行どおり)</p> <p>第8条(契約の解除) 1①～⑤ (現行どおり) (削除) 2～3 (現行どおり)</p> <p>第9条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第12条(この約款の変更) この約款は、法令の変更または監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p><u>2019年8月</u></p>

「非課税上場株式等管理に関する約款」 新旧対照表

現 行	改 定 後
<p>第1条 (省略)</p> <p>第2条 (非課税口座開設届出書等の提出等)</p> <p>(1) お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の9月30日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項及び第20項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」及び住民票の写し等(住民票の写し等については、平成29年9月30日までに非課税適用確認書の交付申請手続きを行う場合に限り)、非課税適用確認書の交付申請書(既に当社に非課税口座を開設しており、平成30年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を他の証券会社若しくは金融機関に提出していない場合に限り)又は「非課税口座開設届出書」及び「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは「勘定廃止通知書」(既に当社に非課税口座を開設している場合には、「非課税適用確認書」「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」)を提出するとともに、当社に対して同法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第20項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>なお、当社では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当社にて保管いたします。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」について、同一の勘定設定期間に当社又は他の証券会社若しくは金融機関に重複して提出することはできません。</p> <p>(4) お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第17項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出していただきます。</p> <p>(5) 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第8号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定が設けられていたとき</p> <p>② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定が設けられることとなっていたとき</p> <p>(6) 非課税管理勘定の他金融機関への変更 お客様が当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定が設けられる日の属する年(以下「設定年」といいます。)の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第14項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。なお、当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第37条の14第5項第7号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。</p> <p>(7) 平成29年10月1日時点で当社に開設した非課税口座に平成29年分の非課税管理勘定が設けられており、当社に個人番号の告知を行っているお</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>第2条 (非課税口座開設届出書等の提出等)</p> <p>(1) お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の9月30日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項及び第24項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書の交付申請書」(既に当社に非課税口座を開設しており、2018年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を他の証券会社若しくは金融機関に提出していない場合に限り)、「非課税口座開設届出書」及び「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは「勘定廃止通知書」(既に当社に非課税口座を開設している場合には、「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」)又は「非課税口座簡易開設届出書」を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の15の3第21項において準用する同施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第24項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>なお、当社では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当社にて保管いたします。</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書の交付申請書」又は「非課税口座簡易開設届出書」について、同一の勘定設定期間に当社又は他の証券会社若しくは金融機関に重複して提出することはできません。</p> <p>(4) お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第21項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出していただきます。</p> <p>(5) 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第8号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の非課税管理勘定が設けられていたとき</p> <p>② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定が設けられることとなっていたとき</p> <p>(6) 非課税管理勘定の他金融機関への変更 お客様が当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定が設けられる日の属する年(以下「設定年」といいます。)の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第18項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。なお、当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第37条の14第5項第7号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。</p> <p>(7) 2017年10月1日時点で当社に開設した非課税口座に2017年分の非課税管理勘定が設けられており、当社に個人番号の告知を行っているお</p>

現 行	改 定 後
<p>るお客様のうち、同日前に当社に対して「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出しなかったお客様につきましては、平成30年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を提出したものとみなし、(1)の規定を適用します。</p>	<p>客様のうち、同日前に当社に対して「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出しなかったお客様につきましては、2018年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を提出したものとみなし、(1)の規定を適用します。</p>
<p>第3条 (非課税管理勘定の設定)</p>	<p>第3条 (非課税管理勘定の設定)</p>
<p>(1) 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。))につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年から平成35年までの各年に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、第2条(1)の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」に記載された非課税管理勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。</p> <p>(2) 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があつた日(非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日)において設けられます。</p>	<p>(1) 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。))につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、第2条(1)の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは「勘定廃止通知書」又は「非課税口座簡易開設届出書」に記載された非課税管理勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。</p> <p>(2) 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税適用確認書」又は「非課税口座簡易開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があつた日(非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日)において設けられます。</p>
<p>第4条 (省略)</p>	<p>第4条 (現行どおり)</p>
<p>第5条 (非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</p>	<p>第5条 (非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</p>
<p>(1) (省略)</p> <p>① (省略)</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けた当社非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。)から租税特別措置法施行令第25条の13第9項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13第10項により読み替えて準用する同条第9項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第25条の13第11項各号に規定する上場株式等</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>(1) (現行どおり)</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>イ (現行どおり)</p> <p>ロ 他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けた当社非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。)から租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等</p> <p>(2) (現行どおり)</p>
<p>第6条～第7条 (省略)</p>	<p>第6条～第7条 (現行どおり)</p>
<p>第8条 (非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)</p> <p>租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、第5条(1)①ロ及び②に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第11項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があつた場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあつたものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあつた場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であつた上場株式等を取扱した者)に対し、当該払出</p>	<p>第8条 (非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)</p> <p>租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、第5条(1)①ロ及び②に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があつた場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあつたものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあつた場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であつた上場株式等を取扱した者)に対し、当該払出</p>

現 行	改 定 後
<p>しのあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p>	<p>しのあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p>
<p>第9条（非課税管理勘定終了時の取扱い）</p>	<p>第9条（非課税管理勘定終了時の取扱い）</p>
<p>(1) （省略）</p>	<p>(1) （現行どおり）</p>
<p>(2) （省略）</p>	<p>(2) （現行どおり）</p>
<p>① お客様から当社に対して第5条(1)②の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管</p>	<p>① お客様から<u>非課税管理勘定の終了する年の11月末日までに</u>当社に対して第5条(1)②の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管</p>
<p>② お客様が<u>当社に特定口座を開設しており、お客様から当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第25号イに規定する書類の提出があった場合</u> 特定口座への移管</p>	<p>② お客様から<u>非課税管理勘定の終了する年の11月末日までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客様が当社に特定口座を開設していない場合</u> 一般口座への移管</p>
<p>③ 前各号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管</p>	<p>③ 前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管</p>
<p>第10条～第12条 (省略)</p>	<p>第10条～第12条 (現行どおり)</p>
<p>第13条（契約の解除）</p>	<p>第13条（契約の解除）</p>
<p>(1) （省略）</p>	<p>(1) （現行どおり）</p>
<p>① お客様から租税特別措置法第37条の14第17項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日</p>	<p>① お客様から租税特別措置法第37条の14第21項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日</p>
<p>② <u>前条②の</u>「出国届出書」の提出があった場合 出国日</p>	<p>② <u>租税特別措置法第37条の14第27項第2号に定める</u>「出国届出書」の提出があった場合 出国日</p>
<p>③ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 <u>租税特別措置法施行令第25条の13の4第2項に規定する</u>「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p>	<p>③ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 <u>租税特別措置法第37条の14第31項の規定により</u>「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p>
<p>④ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、<u>前条③の</u>「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日</p>	<p>④ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、<u>租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める</u>「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日</p>
<p>⑤ <u>お客様がこの約款の変更に同意されないとき</u></p>	<p>（削除）</p>
<p>(2) （省略）</p>	<p>(2) （現行どおり）</p>
<p>（新設）</p>	<p>第14条（合意管轄）</p>
<p>（新設）</p>	<p><u>この約款に関するお客様と当社との間の訴訟については、当社の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p>第15条（約款の変更）</p>
<p>（新設）</p>	<p><u>この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</u></p>
<p>以上</p>	<p>以上</p>
<p>2017年9月</p>	<p><u>2019年8月</u></p>

「未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款」 新旧対照表

現 行	改 定 後
<p>第 1 条 (省略)</p> <p>第 2 条 (未成年者口座開設届出書等の提出)</p> <p>1 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の9月30日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号及び同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、当社に対して同法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項により読み替えて準用する同令第25条の13第20項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既の上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当社では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当社にて保管いたします。</p> <p>2～3 (省略)</p> <p>4 お客様がその年の3月31日において18歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年12月31日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合又は租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項で定めるやむを得ない事由（以下、「災害等事由」といいます。）による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されません。</p> <p>5 (省略)</p> <p>第 3 条</p> <p>1 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第15条から第17条、第19条及び第25条第1項を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、平成28年から平成35年までの各年（お客様がその年の1月1日において20歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。</p>	<p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>第 2 条 (未成年者口座開設届出書等の提出)</p> <p>1 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の9月30日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号及び同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、当社に対して同法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項により読み替えて準用する同令第25条の13第22項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既の上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当社では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当社にて保管いたします。</p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>4 お客様がその年の3月31日において18歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年12月31日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合又は租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由（以下、「災害等事由」といいます。）による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されません。</p> <p>5 (現行どおり)</p> <p>第 3 条</p> <p>1 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第15条から第17条、第19条及び第25条第1項を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2016年から2023年までの各年（お客様がその年の1月1日において20歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。</p>

現 行	改 定 後
<p>以下同じ。)は、平成36年から平成40年までの各年(お客様がその年の1月1日において20歳未満である年に限ります。)の1月1日に設けられます。</p> <p>第4条 (省略)</p> <p>第5条(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>1① (省略)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以下、「5年経過日」といいます。)の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第11項各号に規定する上場株式等</p> <p>2① (省略)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第11項各号に規定する上場株式等</p> <p>第6条 (省略)</p> <p>第7条(課税未成年者口座等への移管) (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>① お客様が当社に特定口座(租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいい、前項第1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。)を開設しており、お客様から当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第26号イに規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管</p> <p>② 前号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管</p> <p>第8条(非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理) (省略)</p> <p>① 災害等による返還等及び当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第18条の15の10第6項に定める事由(以下、「上場等廃止事由」といいます。)による未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと</p> <p>② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡(租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号及び第16条第2号において同じ。)で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われぬものに限ります。)又は贈与をしな</p>	<p>以下同じ。)は、2024年から2028年までの各年(お客様がその年の1月1日において20歳未満である年に限ります。)の1月1日に設けられます。</p> <p>第4条 (現行どおり)</p> <p>第5条(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>1① (現行どおり)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以下、「5年経過日」といいます。)の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等(この場合、5年経過日の属する年11月末日までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。)</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等</p> <p>2① (現行どおり)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等(この場合、5年経過日の属する年の11月末日までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。)</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>第7条(課税未成年者口座等への移管) (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>① お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項第2号、第6項第2号若しくは第7項において準用する同号に規定する書面を5年経過日の属する年の11月末日までに提出した場合又は当社に特定口座(租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいい、前項第1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。)を開設していない場合 一般口座への移管</p> <p>② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座(前項1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。)への移管</p> <p>第8条(非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理) (現行どおり)</p> <p>① 災害等による返還等及び当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第18条の15の10第8項に定める事由(以下、「上場等廃止事由」といいます。)による未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと</p> <p>② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡(租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号及び第17条第2号において同じ。)で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われぬものに限ります。)又は贈与をしな</p>

現 行	改 定 後
<p>いこと イ～ホ (省略) ③ (省略) 第9条 (省略)</p> <p>第10条 (未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止) 第7条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。</p> <p>第11条 (省略)</p> <p>第12条 (出国時の取扱い) 1 お客様が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13の8第9項第2号に規定する出国移管依頼書を提出してください。 2 (省略) 3 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国(租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。)をした後、当社に帰国をした旨その他租税特別措置法施行規則第18条の15の10第8項に定める事項を記載した届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。</p> <p>第13条 (課税未成年者口座の設定) 課税未成年者口座(お客様が当社又は当社と租税特別措置法施行令第25条の13の8第10項各号に定める関係にある法人の営業所に開設している特定口座若しくは預金口座、貯金口座若しくはお客様から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座により構成されるもので、2以上の特定口座が含まれず、この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。)は、未成年者口座と同時に設けられます。</p> <p>第14条 (課税管理勘定における処理) 課税未成年者口座における上場株式等(租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいいます。以下第14条から第16条及び第18条において同じ。)の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託又は金銭その他の資産の預入れ若しくは預託は、同法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託がされる上場株式等又は預入れ若しくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)において処理いたします。</p> <p>第15条～第16条 (省略)</p> <p>第17条 (課税管理勘定の金銭等の管理) ① (省略) ② 当該上場株式等の第14条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われぬものに限ります。)又は贈与をしないこと イ～ホ (省略) ③ (省略)</p> <p>第18条 (未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止) 第15条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災</p>	<p>いこと イ～ホ (現行どおり) ③ (現行どおり) 第9条 (現行どおり)</p> <p>第10条 (未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止) 第7条若しくは第8条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>第12条 (出国時の取扱い) 1 お客様が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第2号に規定する出国移管依頼書を提出してください。 2 (現行どおり) 3 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国(租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。)をした後、当社に帰国をした旨その他租税特別措置法施行規則第18条の15の10第10項に定める事項を記載した届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。</p> <p>第13条 (課税未成年者口座の設定) 課税未成年者口座(お客様が当社又は当社と租税特別措置法施行令第25条の13の8第13項各号に定める関係にある法人の営業所に開設している特定口座若しくは預金口座、貯金口座若しくはお客様から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座により構成されるもので、2以上の特定口座が含まれず、この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。)は、未成年者口座と同時に設けられます。</p> <p>第14条 (課税管理勘定における処理) 課税未成年者口座における上場株式等(租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいいます。以下第15条から第17条及び第19条において同じ。)の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託又は金銭その他の資産の預入れ若しくは預託は、同法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託がされる上場株式等又は預入れ若しくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)において処理いたします。</p> <p>第15条～第16条 (現行どおり)</p> <p>第17条 (課税管理勘定の金銭等の管理) ① (現行どおり) ② 当該上場株式等の第15条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われぬものに限ります。)又は贈与をしないこと イ～ホ (現行どおり) ③ (現行どおり)</p> <p>第18条 (未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止) 第16条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災</p>

現 行	改 定 後
<p>害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</p> <p>第 19 条～第 24 条 (省略)</p> <p>第 25 条 (未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示)</p> <p>1 お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等(未成年者口座への受入れである場合には、第 3 条第 1 項に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、第 13 条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。)、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座又は課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して未成年者口座又は課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。</p> <p>2 (省略)</p> <p>第 26 条 (省略)</p> <p>第 27 条</p> <p>1 平成 29 年から平成 35 年までの各年(その年 1 月 1 日においてお客様が 20 歳である年に限ります。)の 1 月 1 日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>2 (省略)</p> <p>第 28 条 (本契約の解除)</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日</p> <p>④ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(お客様が出国の日の前日までに第 12 条の出国移管依頼書を提出して、基準年の 1 月 1 日前に出国した場合を除きます。) 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)</p> <p>⑤ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日</p> <p>⑥ お客様がこの約款の変更に同意されないとき 当社の定める日</p> <p>第 29 条 (省略)</p> <p>第 30 条 (約款の変更)</p> <p>この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限し、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更同意したものとみなします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>2017 年 9 月</p>	<p>害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</p> <p>第 19 条～第 24 条 (現行どおり)</p> <p>第 25 条 (未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示)</p> <p>1 お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等(未成年者口座への受入れである場合には、第 3 条第 1 項に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、第 14 条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。)、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座又は課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して未成年者口座又は課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第 26 条 (現行どおり)</p> <p>第 27 条</p> <p>1 2017 年から 2023 年までの各年(その年 1 月 1 日においてお客様が 20 歳である年に限ります。)の 1 月 1 日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第 28 条 (本契約の解除)</p> <p>①～② (現行どおり)</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日</p> <p>④ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(お客様が出国の日の前日までに第 12 条の出国移管依頼書を提出して、基準年の 1 月 1 日前に出国した場合を除きます。) 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)</p> <p>⑤ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p> <p>第 30 条 (約款の変更)</p> <p>この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>2019 年 8 月</p>

「取引報告書等の書面の電磁的方法による交付等取扱約款」 新旧対照表

現 行	改 定 後
<p>第1条～第11条 (省略)</p> <p>第12条 (約款の変更) この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、または当社が必要と判断した場合には変更されることがあります。この場合、当社は所定の方法により、お客さまに変更後の内容を通知するものとし、以後の電子交付サービスに関する取扱約款は、変更後の約款に定めるところによるものとし、</p> <p>2017年4月</p>	<p>第1条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第12条 (約款の変更) この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、または当社が必要と判断した場合には、<u>民法第548条の4の規定に基づき改定</u>されることがあります。<u>改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</u></p> <p><u>2019年8月</u></p>